

既存のコロナ融資の借換（増額・据置、返済期間延長）も可能です！

新型コロナウイルス対策経のご案内

	設 備 資 金	運 転 資 金
ご 融 資 額	別枠1,000万円	
ご 返 済 期 間 (うち元金据置期間)	20年以内(5年以内)	20年以内(5年以内)
利 率 (年) 令和6年4月1日	0.75% (当初3年間) (R6/6月まで) ※4年目以降は1.25%	
保 証 人 ・ 担 保	不 要	

【振興・コロナ融資】20年返済の利率2.05%と比較すると **▲0.8%**

【例】500万円の借入（20年返済）で**利息は約40万円お得！**

毎月のご返済は2万6千円程(元金2万1千円弱)で利息は月々漸減していきます。

○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**直近1カ月の売上高**が前5年のいずれかの同期と比較して**5%以上減少**していることが条件（売上減少の申告書等提出）。

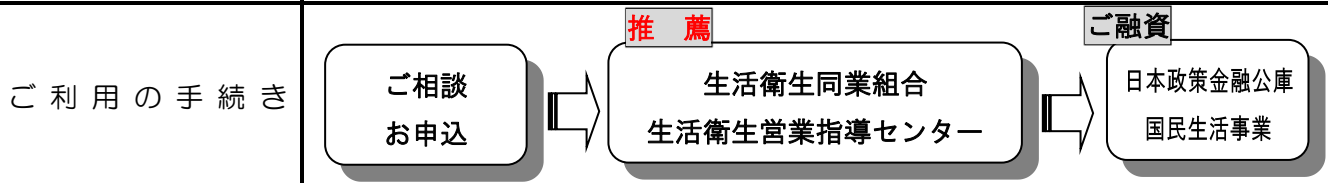
○最近の売上は回復しているものの、これまでのコロナ禍の影響で**債務負担が重くなっている者**【借入金残高÷（(経常利益÷2)+減価償却）=債務負担比率が13年超】

ご利用いただける方

生活衛生同業組合の経営特別相談員または生活衛生営業指導センターの経営指導員が行う経営指導に基づいて、**生活衛生同業組合等の長の推薦**を受けた方

推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 営業許可等を受けている生活衛生関係業者であること。
- 2 常時使用する従業員が5人以下(旅館、興行場営業は20人以下)の法人または個人であること。
※家族従業員、パート等を除く
- 3 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること。
- 4 所得税、法人税、事業税または都道府県民税や市町村民税（均等割を含みます。）を原則として完納していること。



※ 審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがございます。

※ くわしくは、生活衛生同業組合または生活衛生営業指導センターにお気軽にご相談ください。

(お問合せ先) 〒790-0811 松山市本町7丁目2番地愛媛県本町ビル2F

(公財) 愛媛県生活衛生営業指導センター

TEL (089) 924-3305 FAX (089) 924-3304

月々の元本返済が無い為、中長期的な経営改善に有効です！

新型コロナ対策資本金劣後ローンのご案内

運 転 資 金	
融資限度額	別枠 7,200万円
融資期間	5年1ヶ月、7年、10年、15年、20年 (期限一括返済のみ) ※融資後5年間は期日前返済不可
利 率 (年) 令和6年10月1日現在	融資後3年間は0.5%、その後は1年毎に直近決算の税引き後純利益に応じて見直し 税引き後純利益0円以上で5年1ヶ月、7年、10年は2.60%、15年は2.70%、20年は2.95%、0円以下の場合0.5%のまま (※直近決算が黒字でも金利負担で赤字となれば0.5%)
担 保 ・ 保証人	無担保・保証人なしでも利用可能
ご利用いただける方	<p>1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 下記の(2)及び(3)に該当しない方であって、事業計画を策定し、民間金融機関による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方 ※民間記入機関等からの協調支援を希望しない方等であっても、経営革新等支援機関(認定支援機関)の支援を受けて事業計画書を策定する方は対象</p> <p>(2) 中小企業活性化協議会、または中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドの関与のもと事業再生を図る方</p> <p>(3) J-Startup プログラムに選定された方または中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドから出資を受けた方</p>
申込みに必要な書類	<p>公庫所定の必要書類のほか、次の書類が必要になります。</p> <p>(1) 直近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細含む)</p> <p>(2) 最近の試算表(法人で決算後6ヶ月以上経過している場合、創業後6ヶ月以上経過している場合)</p> <p>(3) 事業計画書(新型コロナ対策資本金劣後ローン用)</p> <p>(4) 資金繰り表等</p> <p>※事業計画書、資金繰り表等が難しい場合はご相談ください</p>
ご利用の手続き	<pre> graph LR A[ご相談 お申込] --> B[生活衛生同業組合 生活衛生営業指導センター] B --> C[ご融資] subgraph C C1[日本政策金融公庫 国民生活事業] end </pre>
(お問合せ先)	<p>※審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがございます</p> <p>〒790-0811 松山市本町7丁目2 愛媛県本町ビル 2F (公財) 愛媛県生活衛生営業指導センター TEL (089) 924-3305 FAX (089) 924-3304</p>

既存のコロナ貸付の借換（増額・据置・返済期間変更）も可能！

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

	運 転 資 金
ご 融 資 額	別枠 8,000万円
ご 返 済 期 間 (うち元金据置期間)	20年以内(据置期間は5年以内)
利 率 (年) 令和6年10月1日現在	1.35%~2.15% ※借入期間が長いと金利は高くなる
担 保	無担保
ご利用いただける方	1 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる生衛業者 (1) 最近1カ月の売上高 が前5年のいずれかの同期と比較して 5%以上減少 している方 (2) 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ① 過去3カ月(最近1カ月を含む。)の平均売上高 ② 令和5年12月の売上高 ③ 令和5年10月から12月の平均売上高 2 コロナ禍の影響で 債務負担が重くなっている者 (債務負担年数13年超)
申 込 み に 必 要 な 書 類	公庫所定の必要書類のほか、次の書類が必要になります。 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書等 (2) 生衛組合に加入されている方は「振興事業に係る資金証明書」、生衛組合に加入されていない方で 設備資金を希望される方は 、都道府県知事の「推せん書」(ただし、申込金額500万円以下は不要)
ご 利 用 の 手 続 き	
資料：令和6年10月1日作成	※ 審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがございます。 ※ お問い合わせは、生活衛生同業組合または生活衛生営業指導センターにお気軽に！ 【問い合わせ先】〒90-0811 松山市本町7丁目2 愛媛県本町ビル2F (公財) 愛媛県生活衛生営業指導センター TEL (089) 924-3305 FAX (089) 924-3304

※「**賃上げ貸付特例制度（2年間）▲0.5%**」利用で**利息は更にお得！！**

生活衛生改善貸付【衛経】のご案内

	設 備 資 金	運 転 資 金
ご 融 資 額	2,000万円以内	
ご 返 済 期 間 (うち据置期間)	10年以内(2年以内)	7年以内(1年以内)
利 率 (年) 令和 6年10月 1日現在	1.35%	他の融資制度よりも低利で ご利用いただけます。
保 証 人 ・ 担 保	不 要	

「第三者保証人等を不要とする融資」を適用した場合の他の融資制度との比較

【一般貸付】7年返済、基準利率を適用した場合の利率2.30%と比較すると **▲0.95%**

【例】500万円の借入（7年返済）で**利息は約166千円お得！**

毎月のご返済は6万5千円弱（元金6万円）利息は月々漸減していきます

※「**賃上げ貸付利率特例**」とは賃上げ（2.5%以上の賃上げ）で利率は**2年間0.85%**

ご利用いただける方	生活衛生同業組合の経営特別相談員または生活衛生営業指導センターの経営指導員が行う経営指導に基づいて、 生活衛生同業組合等の長の推薦 を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。 1 営業許可等を受けている生活衛生関係業者であること。 2 常時使用する従業員が5人以下(旅館、興行場営業は20人以下)の法人または個人であること。 ※家族従業員、パート等を除く 3 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること。 4 所得税、法人税、事業税または都道府県民税や市町村民税（均等割を含みます。）を原則として完納していること。
ご利用の手続き	<pre>graph LR; A[ご相談お申込] --> B[推薦 生活衛生同業組合 生活衛生営業指導センター]; B --> C[ご融資 日本政策金融公庫 国民生活事業];</pre>

※ 審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがございます。

※ くわしくは、生活衛生同業組合または生活衛生営業指導センターにお気軽にご相談ください。

資料：令和6年10月作成

(お問合せ先) 〒790-0811 松山市本町7丁目2 愛媛県本町ビル2F
(公財) 愛媛県生活衛生営業指導センター
TEL (089) 924-3305 F A X (089) 924-3304

振興事業貸付のご案内

	設 備 資 金	運 転 資 金
ご 融 資 額	1 億 5 千万円～7 億 2 千万円	5,700 万円
ご 返 済 期 間 (うち据置期間)	20 年以内 (2 年以内)	7 年以内 (2 年以内)
利 率 (年) 令和 6 年 10 月 1 日 現 在 ※借入期間が長いほど金利は高くなる	特利利率 C 適用 (1.30%～2.10%)	基準利率 (2.20～2.30%)
※不動産担保無し利率	<ul style="list-style-type: none"> 他の融資制度よりも低利でご利用いただけます。 以下の要件を満たす場合、さらに利率が低減されます。 	

<p>ご利用いただける方 「生活衛生同業組合員」 のみ</p> <p>(注意) 5 年間で 2.5% 以上の貸上げ増加計画で 金利減免 2 年間 (-0.5%) が新設されま した。</p>	<p>○ ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長（支部長）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。</p> <p><設備資金・運転資金></p> <p>○ 「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画（書）」を策定し、振興計画認定組合から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方は、貸付利率が 0.15% 引下げられます。</p> <p>○ 「生産性向上に係る事業計画（書）」に基づく取組みを行う方は、貸付利率がさらに、0.15%（合計 0.3%）引下げられます。</p> <p>○ 【新制度】 「貸上げ貸付利率特例制度」最近の決算期と比較して雇用者給与を 2.5% 以上の貸上げを行う場合（最近の決算期において既に増加させている場合も含む）は、貸付利率がさらに 0.5%（ご融資日から 2 年間）引下げられます。ただし、利率の下限は 0.3%。</p> <p>○ 「生活衛生関係営業新企業育成資金」 ・ 「生活衛生関係営業事業承継資金」 等の拡充についてもご相談ください</p>
ご利用の手続き	

※ 審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがございます。

※ くわしくは、生活衛生同業組合または生活衛生営業指導センターにお気軽にご相談ください。

資料：令和 6 年 10 月作成

(お問合せ先) 〒790-0811 松山市本町 7 丁目 2 愛媛県本町ビル 2F
 (公財) 愛媛県生活衛生営業指導センター
 TEL (089) 924-3305 FAX (089) 924-3304